

令和元年 第1回臨時会

美 深 町 議 会 会 議 録

令和元年5月10日 開会

令和元年5月10日 閉会

美 深 町 議 会

令和元年第1回臨時会
美深町議会会議録
第1号 (令和元年5月10日)

◎議事日程(第1号)

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 選挙第1号 議長の選挙
- 第 4 会期の決定
- 第 5 選挙第2号 副議長の選挙
- 第 6 議席の指定
- 第 7 常任委員の選任
- 第 8 議長の常任委員辞任
- 第 9 議会運営委員の選任
- 第10 選挙第3号 上川北部消防事務組合議会議員の選挙
- 第11 選挙第4号 名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 第12 発議第3号 特別委員会の設置について
- 第13 同意第2号 監査委員の選任について
- 第14 同意第3号 副町長の選任について
- 第15 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出

◎出席議員(11名)

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 名取明美君 | 2番 田中真奈美君 |
| 3番 和田健君 | 4番 五十嵐庄作君 |
| 5番 藤原芳幸君 | 6番 岩崎泰好君 |
| 7番 小口英治君 | 8番 中野勇治君 |
| 9番 荒川賢一君 | 10番 齊藤和信君 |
| 11番 南和博君 | |

◎欠席議員(0名)

出席説明員

◎美深町

町長	山口 信夫 君	副町長	今泉 和司 君
総務課長	草野 孝治 君	住民生活課長	渡辺 美由紀 君
保健福祉課長	後藤 裕幸 君	農務課長	川端 秀司 君
建設水道課長	杉本 力 君	会計管理者	政岡 英司 君
総務グループ主幹	小林 一仙 君	企画グループ主幹	中江 勝規 君
生活環境グループ主幹	内山 徹 君	税務グループ主幹	山崎 義典 君
保健福祉グループ主幹	小野 勇二 君	農業グループ主幹	桜木 健一 君
建設林務グループ主幹	中林 秀文 君	水道住宅グループ主幹	南坂 陽子 君

◎教育委員会

教育長	石田 政充 君	教育次長	望月 清貴 君
教育グループ主幹	大堀 裕康 君	教育グループ主幹	和田 政則 君

◎農業委員事務局

農業委員会会長	外崎 敬雄 君	事務局長	川端 秀司 君
---------	---------	------	---------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本 守 君	事務局長	玉置 一広 君
--------	--------	------	---------

◎議会事務局

事務局長	玉置 一広 君	事務局副主幹	服部 満 君
------	---------	--------	--------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議会事務局長（玉置一広君） おはようございます。議会事務局長の玉置です。本臨時会は一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行う事になっております。ここで年長の中野議員を紹介します。議長席にお着き願います。

○臨時議長（中野勇治君） 只今、紹介されました中野であります。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い致します。

只今の出席議員は11人です。定足数に達しておりますので、これから令和元年第1回美深町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（中野勇治君） 日程第1 仮議席の指定を行います。仮議席は只今着席の議席といたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（中野勇治君） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により臨時議長において、1番 名取君および2番 田中君を指名します。

◎日程第3 選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（中野勇治君） 次に、日程第3 選挙第1号 議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。只今の出席議員は11人です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定により立会人に3番 和田君および11番 荒川君を指名します。投票用紙を配ります。投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（中野勇治君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次記載台において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長（玉置一広君） それでは、1番 名取議員、2番 田中議員。3番 和田議員、4番 南議員。5番 五十嵐議員、6番 岩崎議員。7番 藤原議員、8番 小口議員。10番 齊藤議員、11番 荒川議員。臨時議長中野議員。

○臨時議長（中野勇治君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（中野勇治君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。開票を行います。和田君、荒川君、開票の立ち合いをお願いします。

（開票）

○臨時議長（中野勇治君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数11票、これは先程の出席議員数に符合いたしております。その内、有効投票11票、無効投票はありません。有効投票の内、南君9票、齊藤君1票、岩崎君1票、以上の通りです。この選挙の法定得票数は3票です。従って、南君が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。只今、議長に当選されました南君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。議長に当選されました南君から就任のご挨拶を頂きます。

○議長（南 和博君） 只今、議員各位からご支持を頂き議長に推挙され、大変栄誉な事と皆様に感謝申し上げます。と同時に大変身の引き締まる思いであります。これまでの経験をいかし、公平公正な議会運営に尽力して参りたいと考えております。4月21日執行のこの度の町議会議員選挙は新人3人が名乗りを挙げ、8年ぶりの選挙戦となり少数激戦の厳しい選挙戦でありました。全国的に地方議員のなり手不足問題がある中で、我が町においては新人3人が立起されそれぞれ見事に当選され、尚且つ美深町議会史上初の2人の女性議員が誕生した事は大変意義の深い選挙戦でありました。改めて新人議員各位の勇気と奮起に敬意を表するところであります。また、今回当選された議員全員も選挙の投票によって町民の期待と付託を受け町民の代弁者として町民の声なき声を拾い上げながら、これからの4年間議会議員として権利と義務を果たさなければなりません。そして、これからの4年間は第5次総合計画の仕上げと、第6次総合計画の策定作業があります。第5次総合計画の中でこれまでローリングされた各事業、さらには地方創生事業の推進と優先順位の精査等々議会としての行政のチェック機関としての機能を十分発揮しなければなりません。議会と行政は二元代表と言われますが、共に如何に我が町美深町を発展させるか、町民の住民福祉の充実、産業の振興、子育て支援、教育の充実等々を図るかという命題は同じ方向を向いていると確信しておりますので、今後とも是々非々の立場を保ちながらより良い町づくりに努力する所存であります。結びに令和の新しい時代の美深町と新しい空気間の議会の発展を祈念して議長就任にあたってのご挨拶といたします。誠にありがとう

ございました。

○臨時議長（中野勇治君） これで臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。南議長は、議長席にお着き願います。ありがとうございます。

◎日程第4 会期の決定

○議長（南 和博君） それでは日程第4 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって会期は本日1日と決定しました。

只今から暫時休憩をします。議長から町議会会議規則第121条の規定により全員協議会を召集します。再開は概ね10時半といたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

◎日程第5 選挙第2号 副議長の選挙

○議長（南 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。次、日程第5 選挙第2号副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。只今の出席議員は11人です。次に立会人を指名します。会議規則第32条の規定により立会人に3番 和田君および11番 荒川君を指名いたします。それでは、投票用紙を配ります。投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので順次記載台において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。それでは点呼を命じます。

玉置局長。

○事務局長（玉置一広君） それでは1番 名取議員、2番 田中議員。3番 和田議員、5番 五十嵐議員。6番 岩崎議員、7番 藤原議員。8番 小口議員、9番 中野議員。10番 齊藤議員、11番 荒川議員。議長南議員。

○議長（南 和博君） 投票漏れはありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（南 和博君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。和田君、荒川君、開票の立ち合いをお願い致します。それでは選挙の結果を報告いたします。投票総数 11 票、これは先程の出席議員数に符合いたしております。その内有効投票 11 票、無効投票はありません。有効投票の内、齊藤君 8 票、小口君 2 票、岩崎君 1 票、以上の通りです。この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって齊藤君が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。只今、副議長に当選されました齊藤君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。副議長に当選されました齊藤君から就任のご挨拶を頂きます。

○副議長（齊藤和信君） この度、議員の皆様選挙によりまして副議長に就任いたしました齊藤です。先程の議長選挙の間を鑑みて熟慮した件はありますけれども、このような結果になったことを踏まえまして議長のサブ役というか足元を支えて議会運営をしっかりと円滑に進めていくよう努力しますので、今後とも議会の皆様のご協力よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（南 和博君） 只今から暫時休憩します。議長から町議会会議規則第 121 条の規定により全員協議会を招集します。再開は概ね 11 時 30 分といたします。

休憩 午前 10 時 40 分

再開 午前 11 時 29 分

◎日程第 6 議席の指定

○議長（南 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第 6 議席の指定を行います。議席は会議規則第 4 条第 1 項の規定により議長において指定します。氏名と議席番号を事務局長に朗読をさせます。

玉置局長。

○事務局長（玉置一広君） 議席番号、氏名を申し上げます。1 番 名取議員、2 番 田中議員、3 番 和田議員、4 番 五十嵐議員、5 番 岩崎議員、6 番 藤原議員、7 番 小口議員、8 番 中野議員、9 番 荒川議員、10 番 齊藤議員、11 番 南議員、以上です。

○議長（南 和博君） 只今朗読した通りに議席を指定します。

◎日程第7 常任委員の選任

○議長（南 和博君） 次、日程第7 常任委員の選任を行います。お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により次の通り指名したいと思っております。総務住民常任委員に中野君、小口君、藤原君、荒川君、名取君、南、私です。産業教育常任委員に齊藤君、岩崎君、和田君、五十嵐君、田中君、以上の通り指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって常任委員は只今指名した通り選任することに決定いたしました。なお、この際、議長は公正指導の立場にあり、且つ、運営上中立性を保持すべき立場です。また、議長は地方自治法第105条の規定により、委員会に出席し発言できることになっております。議長の職責上、総務住民常任委員の辞任を申し出ます。したがって、日程第8は私に関係する案件ですので、地方自治法第117条の規定により除斥ですので、副議長に議長の職務を行って頂きます。

（南議長 退場）

◎日程第8 議長の常任委員辞任

○副議長（齊藤和信君） 日程第8 議長の常任委員辞任について。地方自治法第117条の規定により議長が除斥となりましたので、地方自治法第106条の規定により議長の職務を行います。日程第8 議長の常任委員辞任の件を議題と致します。総務住民常任委員に選任されました南議員から常任委員を辞任したいとの申し出があります。議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有している他、可否同数の際の採決権など、議長固有の権限を考慮する時、1個の委員会に委員として所属することは適当ではなく、また行政実例でも議長については辞任を認めているところでありますので、総務住民常任委員を辞任したいとするものです。辞任については、許可をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（齊藤和信君） 異議なしと認めます。したがって、議長の総務住民常任委員の辞任については許可することに決定いたしました。これで議長を交代させていただきます。

（南議長 入場）

○議長（南 和博君） 只今から暫時休憩します。休憩中に各常任委員会を招集しますので、各委員会を開催し、委員長および副委員長の互選を行ってください。再開は概ね13時、午後1時と致します。

休憩 午前 11 時 35 分

再開 午後 1 時 05 分

○議長（南 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。諸般の報告を致します。休憩中に各常任委員会が開かれ、委員長および副委員長の互選が行われ、その結果が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。総務住民常任委員会、委員長に藤原君、副委員長に小口君、産業教育常任委員会、委員長に岩崎君、副委員長に和田君、以上の通り互選された旨の報告がありました。

◎日程第9 議会運営委員の選任

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議会運営委員の選任を行います。お諮りします。議会運営委員の選任は委員会条例第6条第1項の規定により、藤原君、小口君、岩崎君、和田君、名取君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって、只今指名した通り議会運営委員に選任することに決定しました。

これより暫時休憩いたします。休憩中に議会運営委員会を召集しますので、委員会を開催し委員長および副委員長の互選を行ってください。再開は概ね13時20分、午後1時20分と致します。

休憩 午後 1 時 07 分

再開 午後 1 時 16 分

○議長（南 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。諸般の報告をいたします。休憩中に議会運営委員会が開かれ、委員長および副委員長の互選が行われ、その結果が議長のもとに届いておりますので報告いたします。議会運営委員会、委員長に小口君、副委員長に岩崎君、以上の通り互選された旨の報告がありました。

◎日程第10 選挙第3号 上川北部消防事務組合議会議員の選挙

○議長（南 和博君） 次、日程第10 選挙第3号 上川北部消防事務組合議会議員2名の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。上川北部消防事務組合議会議員に岩崎君、五十嵐君を指名します。

お諮りします。只今、議長が指名した岩崎君、五十嵐君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。したがって只今指名しました岩崎君、五十嵐君が上川北部消防事務組合議会議員に当選されました。只今当選されたお2人が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

◎日程第11 選挙第4号 名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙

○議長(南 和博君) 次、日程第11 選挙第4号 名寄地区衛生事務組合議会議員2名の選挙を行います。

お諮りします。本件も選挙の方法は指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行う事に決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。名寄地区衛生施設事務組合議会議員に藤原君、名取君を指名します。

お諮りします。只今、議長が指名した藤原君、名取君を当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって只今指名しました藤原君、名取君が名寄地区衛生施設事務組合議会議員に当選されました。只今当選されたお2人が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。以上で、議会構成に関する案件が終了いたしました。ここで、この度の町長選挙におきまして再選されました山口町長から町政の推進にあたり、発言を求められておりますのでこれを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、第1回の臨時議会が開かれまして、議長から発言を求められておりますので、登壇を許されましたので一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。まず、先の選挙で、再び選挙に立候補し町長という立場になったわけでありまして、無投票という形になったわけでありまして、したがって、その責任の重大さ重さをひしひしと感じているところでございます。そしてまた、只今全ての議会の皆様方の役職含めて構成が整ったわけでありまして、厳しい選挙戦をそれぞれ乗り越えて11人の皆様方全員がここに揃ったわけでありまして、まずもって当選を喜びたいと思います。本当にご苦労様でした。ありがとうございます。さて、諸般を取り巻く情勢、非常に厳しいものがあるわけで、何と言っても人口減少問題、そして高齢化社会でありますから、これが一番大きな課題といたしますか、対処していかなければならないと、このように思うわけでありまして。そういう中であって、今私も4月22日ですか、初登庁し更に議員の皆様方と当選証書を頂いたわけでありまして、本当に身も心も引き締まる責任の重さを感じているところでございます。そして先程も申し上げましたように、何と言っても人口減少問題、さらに高齢化社会を迎えておりますから、本当に課題の重さというものをひしひしと感じているわけでありまして、3月定例会においては、一般会計47億7,100万という骨格予算をだしております。そして決めて頂いているわけでありまして、それらに向かってこれらの執行を進めなければならぬと思っておりますけれども、引き続き第5次の総合計画、後2年を残しておりますので、その仕上げに向けて努力して参らなければならぬと思っております。ただ6月の定例議会においては骨格予算でありますから、引き続き政策予算・課題等に向かって、これを作っていかなければならない、早急にスピードをもって作っていかなければならないと思っております。そういう中で、先の予算に加えて政策的な予算も含めて6月の議会に提案をして参りたいと思っております。そういう中で何と言っても課題は、人口問題、高齢化問題でありますけれども、しかし教育問題、さらには福祉問題、介護、医療このような問題があるわけで、産業もそうですけれども、どれをとっても人手不足といたしますか、担い手不足といたしますか、そうい

う課題があるわけでありまして。したがって、それらに向けて全力をあげていかないといけないと思っているわけでございます。議員各位におかれては、非常に厳しい選挙戦等々を戦ってこられたわけでありまして、新しい議員も迎えているわけでありまして、皆様方と真摯に色々な議論が出来ればありがたいな、町づくりに向けてそういう議論が出来ればありがたいなと思うわけでありまして。議員各位の皆様方と手を取り合って、新しい町づくりに邁進して参りたいと思うわけでありまして。しかしながら、4月末といえますか、5月に元号が変わり、天皇が変わり、そして新しい時代を迎えていると。言ってみれば、戦後72年を経過しているわけでありまして、戦後できた新しい諸制度がそれぞれ今の時代に合うかどうかを試されているのではないのかなと思うわけでありまして。そういう時にあたって、今改革の時代を迎えているのかなと思っておりますけれども、その辺のことも踏まえながら皆様と真摯に向き合っていかなければならない、いきたいと思っております。そういう意味で皆様方におかれましては真摯にその辺の議論を前向きにお願いしたいなと思うわけでありまして。時代は非常に厳しいものがあると、行財政含めてでありますけれども、厳しいものがあるという認識、これを議会共々と認識をしながら、そして新しい時代であるという事も認識しながらともに努力できたらいいなと思うわけでありまして、まずもって議員各位のご協力、そして町民各位のご支援を心からお願いを申し上げたいというように思っているわけでございます。すべての議員といえますか、議会の構成も整ったというように今伺っているわけでありまして。そういう中でありますので、まずもってよろしく願い申し上げて初議会にあたって登壇を許されましたので、一言お願いを申し上げてご挨拶にしたいと思います。本日はありがとうございます。ご苦労様でございます。

○議長（南 和博君） 只今から暫時休憩します。議長から議会運営委員会を召集しますので、委員会室にお集まりください。再開は概ね14時、午後2時といたします。

休憩 午後1時27分

再開 午後2時00分

○議長（南 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。諸般の報告をします。休憩中に議会運営委員会が開かれ、長側および議会側から追加議案が提出されております。追加議案は、同意第3号 副町長の選任について、および承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出の2件であります。お諮りします。追加議案は日程に追加し、同意第3号副町長の選任についてを追加、日程第14とし、承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出を

追加、日程第15として議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。したがって同意第3号 副町長の選任についてを日程第14とし、承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出を日程第15として議題とすることに決定しました。只今、資料を配布いたします。

◎日程第12 発議第3号 特別委員会の設置について

○議長(南 和博君) 次、日程第12 発議第3号 特別委員会の設置についてを議題とします。本件の提出者は岩崎議員、賛成者は小口、藤原、五十嵐、名取、田中各議員であります。この際、提出者の岩崎議員から本件の提案説明を頂きます。

5番 岩崎議員。

○5番(岩崎泰好君) それでは発議第3号 特別委員会の設置についての提案説明を行います。特別委員会の名称は令和元年度議会広報特別委員会でございます。設置の目的は、地方自治法第115条第1項、議事の公開の原則により美深町議会広報の編集発行及び広報誌の果たす役割等を調査並びに町民との懇談会による広聴活動を行うことを目的とするものでございます。委員会の性格は、地方自治法第109条及び委員会条例第5条に基づくものでございます。委員の定数は6名。調査期間は調査終了まで。その他、議会の閉会中も継続して調査できるものとするものでございます。本件の提出者は、私岩崎、賛成者は小口議員、藤原議員、五十嵐議員、名取議員、田中議員でございます。議員各位のご賛同賜りますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長(南 和博君) 只今、提出者の岩崎議員から説明がありました。令和元年度議会広報特別委員会の設置は、6人の委員構成により議会の閉会中も活動できる特別委員会を設置しようとするものであります。本件について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 別段質疑がなければ討論を省略し、お諮りします。本会議に提出者の説明の通り特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。したがって発議第3号 特別委員会の設置については原案の通り可決決定されました。本特別委員会の委員選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長から指名いたします。岩崎君、小口君、藤原君、五十嵐君、名取君、田中君、以上6人の方を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。したがって本特別委員会の委員は只今申し上げます6人の方に決定しました。

◎日程第13 同意第2号 監査委員の選任について

○議長(南 和博君) 次、日程第13 同意第2号 監査委員の選任について議題といたします。本件は荒川議員に関することですので、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場願います。

(荒川議員 退場)

○議長(南 和博君) 同意第2号について提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長(山口信夫君) 同意第2号 監査委員の選任について提案説明を申し上げます。監査委員は地方公共団体の財務に関する事務の執行や経営に関する事業の管理を監査するため、本町においては2名の監査委員を選任しているところであります。この度、議会議員の任期満了により欠員となっている議会選出の監査委員として荒川賢一氏を選任致したく提案を申し上げる次第であります。荒川氏は昭和28年9月29日生まれの現在65歳であります。昭和47年に道立三笠高校を卒業後、北海道の職員、公務員として約3年間勤務された後、美深町内で会社を経営されております。平成27年に美深町議会議員に初当選されて、現在2期目であります。この間、商工業や教育に関して高い見識を持ち、特にスポーツ行政の推進に手腕を発揮されております。地方自治体を取り巻く行財政環境が一層厳しさを増す中で、荒川氏には公正不変の態度で監査にあたって頂ける適任者であると考えまして、ご提案を申し上げるものでございます。満場のご同意を頂きますようお願い申し上げます。よろしくお願い致します。

○議長(南 和博君) 説明が終わりましたので、これから同意第2号に関し質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 質疑なしと認めます。討論はこれを行いません。これから採決を行います。同意第2号 監査委員の選任について本案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(南 和博君) 全員起立です。したがって同意第2号 監査委員の選任については同意と決定しました。

(荒川議員 入場)

○議長(南 和博君) 荒川君に申し上げます。只今、町長からあなたを議会選出の監査委員として提案され、議会がこれに同意しました。ここで一言ご挨拶を頂きたいと思いません。

○9番(荒川賢一君) 一言ご挨拶をさせていただきます。監査という大役をさせて頂くことになりました。非常に身が引き締まる思いをしております。様々な勉強をさせて頂きまして、代監に教授を頂きまして皆様のアドバイスを頂きまして、監査という職務に遂行して参りたいというように考えております。今度ともよろしくお願いを申し上げまして、言葉足りませんが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎日程第14 同意第3号 副町長の選任について

○議長(南 和博君) 次、日程第14 同意第3号 副町長の選任についてを議題といたします。同意3号について提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長(山口信夫君) 同意第3号 副町長の選任について提案説明を申し上げます。現今泉副町長はこの5月31日をもって3期目の任期を満了致しますが、引き続き副町長を選任致したく議会の同意を求めます。今泉副町長は昭和32年1月4日生まれの現在62歳でございます。昭和50年に美深高等学校を卒業後、本町職員となり企画課をはじめ、そして多くの部署で行政推進にあたり、平成19年から副町長として活躍頂いているところであります。今泉副町長の行政手腕については改めて申し上げるまでもございませんが、豊富な行政経験を持ち、職員の信頼も厚く、取り分け行政課題への的確な対応、計画性と行動力は非常に高く少子高齢化社会を背景とする厳しい社会情勢、多様化する行政ニーズの中にあって、これからの行政課題に取り組むためには適任な人物と考えております。満場のご同意を頂きますよう、お願い申し上げ提案説明とさせていただきます。なお、任期は6月1日から令和5年の5月31日までとなるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長(南 和博君) 説明が終わりましたので、これから同意第3号に関し質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 質疑なしと認めます。討論はこれを行いません。これから採決を行います。同意第3号 副町長の選任について本案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって同意第 3 号 副町長の選任については同意と決定いたしました。

◎日程第 1 5 承認第 2 号 閉会中の所管事務調査の申し出

○議長（南 和博君） 次、日程第 1 5 承認第 2 号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。議会運営委員会からお手元に配布の調査事項につきまして、閉会中の所管事務調査の申し出です。本件、申し出の通り承認したいと思います、そのように決定してご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって議会運営委員会から閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決定しました。以上で本臨時会に付議された案件は全て終了しました。これで令和元年 第 1 回美深町議会臨時会を閉会します。大変お疲れ様でした。

閉会 午後 2 時 1 6 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 名 取 明 美

署名議員 田 中 真奈美